六　管区行政評価局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
七　管区行政評価局所属の国有財産及び物品の管理に関すること。
八　管区行政評価局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
九　広報に関すること（管理官の所掌に属するものを除く。）。
十　管区行政評価局の保有する情報の公開に関すること。
十一　管区行政評価局の保有する個人情報の保護に関すること。
十二　管区行政評価局の行政の考査に関すること。
十三　管区行政評価局の情報システムの整備及び管理に関すること。
十四　管区行政評価局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十五　庁内の管理に関すること。
十六　前各号に掲げるもののほか、管区行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（行政相談課の所掌事務）

第二百三十条　行政相談課は、次に掲げる事務（首席行政相談官及び主任業務管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
二　行政相談委員に関すること。

（管理官の職務）

第二百三十一条　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
二　内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務
三　法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務
四　広報に関する重要事項に関すること。
2　前項に掲げるもののほか、管理官は、命を受けて、管区行政評価局の所掌事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務をつかさどる。

（首席行政相談官の職務）

第二百三十二条　首席行政相談官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うこと。
二　行政相談委員の意見に関すること。

（主任業務管理官の職務）

第二百三十三条　主任業務管理官は、命を受けて、第二百三十条各号に掲げる事務（首席行政相談官の所掌に属するものを除く。）のうち管区行政評価局長の指定する事務をつかさどる。

（主任行政相談官の職務）

第二百三十四条　主任行政相談官は、命を受けて、首席行政相談官のつかさどる職務を助ける。

（評価監視部に置く職）

第二百三十五条　評価監視部に、評価監視官六人（関東管区行政評価局にあっては、七人）を置く。

（評価監視官の職務）

第二百三十六条　評価監視官は、命を受けて、評価監視部の所掌事務を分掌する。

第二百三十七条　削除

第二百三十八条　削除

十　管区行政評価局の保有する情報の公開に関すること。
十一　管区行政評価局の保有する個人情報の保護に関すること。
十二　管区行政評価局の行政の考査に関すること。
十三　管区行政評価局の情報システムの整備及び管理に関すること。
十四　管区行政評価局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十五　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
十六　行政相談委員に関すること。
十七　前各号に掲げるもののほか、管区行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（行政相談部の所掌事務）

第二百三十二条　行政相談部は、前条第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

（第一部の所掌事務）

第二百三十三条　第一部は、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）並びに総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省及び防衛省の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一　行政評価等を行うこと。
二　行政評価等に関連して、第十八条第二項第一号ハに規定する業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
三　行政評価等に関連して、第十八条第二項第一号ニに規定する地方公共団体の業務の実施状況に関し調査を行うこと。
2　前項に掲げるもののほか、第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
二　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務
三　総務省設置法（以下「法」という。）第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務

（第二部の所掌事務）

第二百三十四条　第二部は、公正取引委員会及び金融庁並びに財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の所掌事務に関し、前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（第一部及び第二部の所掌事務に関する特例）

第二百三十五条　管区行政評価局長は、特に必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、臨時に、第一部及び第二部の所掌事務を変更することができる。

（次長）

第二百三十六条　第一部及び第二部に、それぞれ次長一人を置く。
2　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

（総務部に置く課等）

第二百三十七条　総務部に、次に掲げる課及び首席行政相談官一人を置く。
総務課
行政相談課

（総務部の総務課の所掌事務）

第二百三十八条　総務部の総務課は、第二百二十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

（総務部の行政相談課の所掌事務）

第二百三十九条　総務部の行政相談課は、第二百二十七条各号に掲げる事務（総務部の首席行政相談官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。